

受付 番号	契約番号	連絡先	公立大学法人横浜市立大学附属 市民総合医療センター総務課 労務担当	担当者 電話	川井 芙美子 045-253-5304
----------	------	-----	--------------------------------------	-----------	------------------------

[illegible]

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
令和7年度 放射線量測定業務委託						
ガラスバッジ広範囲用FS型測定料金	4月～3月	(6,404)	件		(0)	
ガラスバッジ広範囲用FS型測定料金(不均等)	4月～3月	(6,560)	件		(0)	
X・r線用ガラスリングJQ型測定料金	4月～3月	(144)	件		(0)	
ガラスバッジ中性子広範囲用NS型測定料金	4月～3月	(360)	件		(0)	
水晶体測定器測定料金	4月～3月	(24)	件		(0)	
小 計					(0)	
消費税					(0)	
合計					(0)	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター
令和 7 年度 放射線量測定業務委託仕様書

1 履行場所

横浜市南区浦舟町 4-57

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター

2 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで（13 か月）

3 業務対象期間（被ばく放射線量測定期間）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（12 か月）

4 業務目的

本業務は、放射線診療従事者等（以下、「使用者」という。）が作業中に被ばくした放射線量を正確に管理し、使用者を放射線障害から防護するため、ガラスバッジ等により測定・検査した被ばく量結果を報告することを目的とする。

5 測定器

受託者は、日本産業規格に基づいて管理された測定器を使用すること。

6 業務内容

- （1）本業務は、受託者が貸与した個人被ばく線量計（以下、「線量計」という。）を使用者が一定期間使用し、この間に線量計が受けた放射線の量から受託者が測定値等を求め報告することを基本とする。

なお、線量計の回収及びその結果報告は、毎月行うものとする。

- （2）受託者は、委託者からの申込み内容に基づき線量計を貸与することを基本とする。
（3）本業務は、次の各号の組み合わせをもって構成する。ただし、使用する線量計は受託者が被ばく線量測定業務として認めた線量計とする。

ア 線量計の貸与

イ 線量計の測定と測定値（1 c m 線量当量、3 m m 線量当量、7 0 μ m 線量当量）の算定と報告

ウ 個人線量（実効線量、等価線量）の算定と報告

- （4）受託者は、線量計と衣服を挟めるタイプのクリップがセットされた状態で納品すること。また、眼の水晶体測定用線量計は、ヘッドバンドもしくは眼鏡にセットできる備品も貸与する体制を整えていること。

- （5）受託者は、測定の依頼を受けた線量計を次の各号を基準として速やかに測定・報告すること。

ア 測定の技術基準は関係する日本産業規格を基本とする。

イ 測定は使用者が受託者の提示した取扱説明書に従い正しく使用したことを前提

に行う。ただし、測定前に受託者に使用条件について連絡を受け認めた場合は、それに応じて測定するものとする。

- (6) 委託者が緊急と依頼した場合は、受託者に被ばく線量計が届いてから 24 時間以内に測定結果を報告する体制を整えていること。なお、中性子は 48 時間以内とする。
- (7) 委託者が受託者へ使用者の妊娠を報告した際は、腹部表面に受ける等価線量の 1 か月ごと及び妊娠中の合計が分かる体制を整えていること。
- (8) 受託者は、委託者が医療法施行規則、電離放射線障害防止規則及び放射性同位元素等の規制に関する法律に適切に対応できる体制を確保することに協力すること。
- (9) 線量計に関して、体幹部測定用線量計、末端部（手指）測定用線量計及び眼の水晶体測定用線量計が貸与できる体制を整えていること。

7 報告書

次の各項目を使用者の属する部署別に一覧に記載し、書面により報告すること。ただし、(3) に関しては(2)に合わせた記載でもよいものとする。

- (1) 電離放射線障害防止規則で定めた（3 か月ごと、及び 1 か月ごと）集積結果及び個人の累計線量
- (2) 毎月実効線量 1.6mSv に達している者の氏名及び実効線量測定値
- (3) 毎月水晶体等価線量 1.6mSv に達している者の氏名及び測定線量。ただし、水晶体専用測定器を付けていない者は、医療法施行規則、線量計での予測線量で可とする。

8 個人被ばく線量の評価・認定

- (1) 受託者が報告した個人被ばく線量が、作業内容及び測定の結果が作業内容及び作業環境等に照らし適切であるか否かの評価及び使用者が受けた放射線量としての認定は、委託者が行うものとする。
- (2) 受託者が報告した個人被ばく線量に関して別段の申し出のない場合は、委託者は受託者が報告した個人被ばく線量を使用者が受けた放射線量として認定したものとする。
- (3) 委託者が受託者の報告した内容と異なる個人被ばく線量を測定したものであると判断・認定した場合は、その内容を速やかに受託者に通知するものとする。

9 メディア変換

- (1) 受託者は、委託者からの申込、登録、線量計装着開始、装着終了、休止開始、休止終了及び線量報告データを WEB 上でシステム管理できるような構築を行うこと。
- (2) 受託者は、毎月の測定結果について書面で報告するとともに、構築された WEB システムにおいてデータでも報告するものとする。
- (3) 受託者は、「実効線量」、「等価線量」等の全ての測定結果を電子媒体で報告できる体制を整えていること。
- (4) 受託者は、年度計及び 5 年ブロックの測定結果を電子媒体で報告が可能であり、任意の期間で統計資料を出力できるシステムを構築していること。
- (5) 個人線量データを 3 か月に 1 回、構築されたシステムへ移行するために CD-R で

データを送付すること。

- (6) 委託者が指定した数値より高い数値結果が出た場合、受託者は測定後報告書とは別にメールで委託者へ数値と対象者を報告すること。

10 異動、転出者

- (1) 受託者は当該使用者の異動先に対し、報告書を持参又は異動元より送付することにより当該使用者の生涯の累計線量が確認できるようにすること。また、累計線量調査に対して速やかに対応できる体制を整えていること。
- (2) 受託者は当該使用者の異動先が同一受託者であれば、当該使用者の生涯の累積線量を自動的に取り込むこと。
- (3) 受託者は当該使用者の異動先が同一受託者であれば、当該使用者の実効線量の累積線量を異動先において自動的に集計すること。

11 受託者の責務

- (1) 使用者が公立大学法人横浜市立大学附属病院と行き来する際の線量データは累積データとし、両病院で確認ができる体制を確保すること。
- (2) 契約期間開始日から円滑に業務を遂行できるように委託者と打ち合わせを行い、現在の受託者と十分な引継ぎを実施すること。
- (3) 本契約の解除又は契約期間満了後に委託者が他の業者と契約を締結することとなった場合、本委託業務が支障なく遂行できるようにするため、交代後の受託者と十分な引継ぎを実施すること。
- (4) 本契約の解除又は契約期間満了後に委託者が他の業者と契約を締結することとなった場合、累積線量については委託者から報告書類を受託者へ渡し、受託者が登録作業を行うこと。なお、生涯線量を追えるよう登録を行うこと。

12 紛失、未提出

- (1) 使用者が線量計を紛失した場合は、委託者は使用者に未使用の線量計を代替えにて使用させ、受託者へ連絡をする。
- (2) 使用者が線量計を紛失したときに代替線量計がない場合は、受託者より再度貸与すること。
- (3) 紛失、未提出に関して返却がないときでも測定しない場合、費用は発生しないこととする。
- (4) 使用者が未提出の線量計がある場合、受託者は返却者一覧を委託者へ送付すること。

13 使用者情報

- (1) 使用者名、部署変更等は、WEB 上のシステムにおいて変更依頼ができる体制を整えること。
- (2) 使用者追加、休止、中止等は月単位で WEB 上のシステムにおいて依頼できる体制を整えること。

14 厳守事項

- (1) 受託者は業務遂行上知り得た情報を他に漏らし、また業務目的以外に利用してはならない。
- (2) 受託者は、業務従事者に対して別に定める「個人情報取扱特記事項」に基づく研修を実施し、誓約書及び研修実施報告書を委託者に提出すること。新たな従事者が業務にあたる場合は、業務開始前に研修を実施し、その都度誓約書及び研修実施報告書を委託者に提出すること。

15 その他

- (1) 委託者は使用者に線量計を紛失、破損等しないよう適正に管理させるものとするが、万一、線量計を紛失、破損等した場合の費用は受託者の負担とする。
- (2) この仕様書及び、委託契約約款に定める事項以外の事項については、委託者が定めた個人線量測定サービス規約を順守するものとする。
- (3) この仕様書等に定めるほか、業務の実施に関し必要な事項は、必要に応じて委託者と受託者で協議して定める。
- (4) 本業務の履行期間は、令和7年4月1日から令和8年4月30日までとする。
- (5) 前項の期間のうち、令和7年4月は個人被ばく線量計の貸与業務のみを行うものとし、令和8年4月は令和8年3月分の個人線量の測定・報告業務のみを行うものとする。